

会員の地位に関する細則

第1条：入会

入会に際しては入会申込書および必要に応じて身分を証明する書類を提出する。代表理事の審査を経て入会が承認された場合には以下の年会費を支払う。

正会員（医師・歯科医師）	10,000円
準会員（医師以外の医療従事者）	5,000円
賛助会員（医療従事者以外の団体または個人）	
団体（原則として医歯薬関連企業）	100,000円
個人（原則として医歯薬関連企業社員）	10,000円
学生会員（医学部・医療系学部学生）	無料
施設会員	20,000円

第2条：会員の権利

・ 正会員

正会員は会則等で定める権利のほか、学会からの頒布物またはホームページに公開されたすべての情報および会員専用サイト内の情報を個人として自由に閲覧・利用する権利を有する。但し学会が所有する情報を個人の範囲を超えて使用する際には、代表理事に申し出て許可を得なければならない。

・ 準会員

準会員は会則等で定める権利のほか、学会からの頒布物またはホームページに公開されたすべての情報および会員専用サイト内の情報を個人として自由に閲覧・利用する権利を有する。但し学会が所有する情報を個人の範囲を超えて使用する際には、代表理事に申し出て許可を得なければならない。

・ 賛助会員（団体）

賛助会員（団体）は会則等で定める権利のほか、学会からの頒布物またはホームページに公開されたすべての情報および会員専用サイト内の情報を団体の内部情報として閲覧する権利を有する。但し学会が所有する情報を業務その他

の目的で団体外部へ公開・使用する際には、代表理事に申し出て許可を得なければならない。

- ・ 賛助会員（個人）

賛助会員（個人）は会則等で定める権利のほか、学会からの頒布物またはホームページに公開されたすべての情報および会員専用サイト内の情報を個人として自由に閲覧する権利を有する。但し学会が所有する情報を個人の範囲を超えて使用する際には、代表理事に申し出て許可を得なければならない。

- ・ 学生会員

学生会員は会則等で定める権利のほか、学会からの頒布物またはホームページに公開されたすべての情報および会員専用サイト内の情報を個人として自由に閲覧する権利を有する。但し学会が所有する情報を個人の範囲を超えて使用する際には、代表理事に申し出て許可を得なければならない。

- ・ 施設会員（メディカルスタッフの施設会員）

施設会員（メディカルスタッフの施設会員）は会則等で定める権利のほか、1施設あたり4名まで、メディカルスタッフ会員参加費で学会に参加できることとする。また頒布物またはホームページに公開されたすべての情報および会員専用サイト内の情報を個人として自由に閲覧する権利を有する。但し学会が所有する情報を個人の範囲を超えて使用する際には、代表理事に申し出て許可を得なければならない。

第3条：会員資格の一時停止

会員は、次のいずれかによる場合に、会員資格を停止される。資格停止中、原則として会員の権利一切が停止される。また、会則第4章に定める役員の資格は存続するが、役員としての業務一切が停止される。

- ・ 本人からの申し出による場合

留学、疾病、外傷その他により会員としての活動ができない場合には、期間を定めて会員資格の一時停止（休会）を代表理事に申し出ることができる。休会は代表理事の了承により発効する。休会期間が会計年度のすべてを包含

する場合に限り、当該年度の会費支払いが免除される。了承された期間を超えてもなお会員としての活動ができない場合には休会を延長できる。休会中に会員としての活動を再開する場合には、その前日をもって休会を終了したとみなす。

- ・ 会費を滞納し督促によっても納入が確認できない場合

会費の滞納があり督促によっても納入を確認できない場合、滞納年度の次年度初日付で会員資格が停止され、次々年度初日の前日付で自動的に退会となる。資格停止中、会員は未納会費を全納することにより、納入日付で会員資格を得る。退会後は、原則として未納会費を全納しなければ新たに会員となることができない。

- ・ 会員としての品位を著しく損なう、あるいは、学会の信義を著しく損なう言動を認めた場合

会員としての品位を著しく損なう、あるいは、学会の信義を著しく損なう言動を認めた場合には、理事会の決議によって、当該会員をその意思に抛らず、有期限または無期限に、資格停止処分に付することができる。

決定事項は決定日から起算して事務局の3運営日以内に、当該会員に対し書面または電子媒体にて伝達する。

当該会員は、決定事項の伝達日から起算して14日以内に、学会に対し書面または電子媒体にて異議を申し立てることができる。申し立て事項については理事会または理事会から委嘱された委員会でこれを審議し、決定事項を当該会員へ通知する。

資格停止処分に際して、未払いの年会費がある場合には、これを全納しなければならない。本義務は会員資格停止中および資格回復後も継続する。また、年度途中での会員資格停止において、当該年度の年会費は返還しない。

第4条：会員資格喪失または退会

- ・ 自主退会

退会を希望する会員は、通知日を確認できる書面または電子媒体にて代表理事にこれを通知する。年会費が全納されている場合には通知日または退会希望日のうち遅い方の日付をもって、また、未払いの年会費がある場合には、これを全納した日または退会希望日のうち遅い方の日付をもって、退会が成

立する。なお、年度途中での退会において、当該年度の年会費は返還しない。次年度の前日までに退会の意思を通知し、過去の年会費が全納されている場合には、次年度の年会費は発生しない。

- ・ 会員資格喪失による退会

会員が会員資格の要件を喪失した場合には、喪失日をもって自動的に退会となる。退会に際して、未払いの年会費がある場合には、これを全納する。本義務は退会後も継続する。なお、年度途中での退会において、当該年度の年会費は返還しない。学生会員および賛助会員（個人）の身分変更による退会および会員資格更新については次に定める。

- * 学生会員

学生会員は所属する学校等の卒業または退学により会員資格を喪失する。但し、引き続き他の会員資格に適格である場合には、当該会員が新たな身分を証明する書類を提出することにより、代表理事の審査を経て新たな会員資格へ移行できる。この手続きは資格喪失日から起算して30日以内に行い、この後は新たにすべての入会手続きを要する。

- * 賛助会員（個人）

賛助会員（個人）は、賛助会員（団体）の要件を満たす所属団体から離脱した場合または所属団体が賛助会員（団体）の要件を喪失した場合に、会員資格を喪失する。但し、新たに賛助会員（団体）の要件を満たす所属団体に所属する場合または他の会員資格に適格である場合には、当該会員が新たな身分を証明する書類を提出することにより、代表理事の審査を経て賛助会員（個人）資格を継続、または新たな会員資格へ移行できる。この手続きは資格喪失日から起算して30日以内に行い、この後は新たにすべての入会手続きを要する。

- * 施設会員

施設会員は施設としての会員資格を喪失した場合は、会員資格を喪失する。再度会員資格を取得する場合は、代表理事の審査を経て新たな入会手続きを要する。

- ・ 強制退会

学会員としての品位を著しく損なう、あるいは、学会の信義を著しく損なう言動を認めた場合には、理事会の決議によって、当該会員をその意思に抛らず退会処分に付すことができる。

決定事項は決定日から起算して事務局の3運営日以内に、当該会員に対し書面または電子媒体にて伝達する。

当該会員は、決定事項の伝達日から起算して14日以内に、学会に対し書面または電子媒体にて異議を申し立てることができる。申し立て事項については理事会または理事会から委嘱された委員会でこれを審議し、決定事項を当該会員へ通知する。

退会処分に際して、未払いの年会費がある場合には、これを全納しなければならない。本義務は退会後も継続する。また、年度途中での退会において、当該年度の年会費は返還しない。

2016年10月26日作成

2017年12月25日改定

2019年10月 1日改定